

山形大学地域医療医師適正配置委員会規程

(趣旨)

第1条 山形大学医学部（以下「本学部」という。）に、本学部が地域と連携して 地域における医療への医師の適正な配置を図り、もって医療の質の向上等地域医療に資するため、山形大学地域医療医師適正配置委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部長
- (2) 医学部附属病院長
- (3) 山形県健康福祉部の代表 1人
- (4) 山形大学関連病院会の代表 1人
- (5) 山形大学医学部教室員会の代表 1人
- (6) 山形県民の代表 2人
- (7) 基礎医学系の教授 1人
- (8) 臨床医学系の教授 4人
- (9) 医学系研究科生命環境医科学専攻の教授 1人
- (10) 医学部長が指名する者 若干人

2 前項第6号の委員は、医学部長及び山形県健康福祉部の代表がそれぞれ1人を指名する。

3 第1項第7号から第9号までの委員は、医学部長が指名する。

(任期)

第3条 前条第1項第6号から第9号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域医療機関（大学を除く。以下同じ。）との人事交流の在り方に関すること。
- (2) 地域医療機関からの医師の人事についての要望への対応に関すること。
- (3) 医師の地域医療機関への転出入に係る審査に関すること。
- (4) 地域医療における医師の適正配置に関すること。
- (5) その他地域医療の質の向上に係る方策に関すること。

2 前項第3号の審査は、転出入に係るすべての医師を対象とし、診療科からの転出入医師異動理由書（別紙様式）について、医師の異動に係る審査基準（別紙）に基づき行う。

3 委員会の審議事項は、教授会に報告するものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、医学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を得て、意見を求めることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会において別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成17年7月20日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後最初に第2条第1項第6号から第9号までに掲げる委員となる者の任期は、第3条本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

別紙様式

学 部 長	病 院 長	事務部長	総務課長	総務課課長補佐	広報企画係長	人事係長
委員会承認	年 月 日					
学部長承認					転入・転出先 機 関 の 長	

転出入医師異動理由書

年 月 日

医 学 部 長 殿

今回 病院で勤務している 氏を
病院での勤務に異動させたいので、下記の理由で
申請いたします。

記

理由（＊該当する理由に○印を付けること。）

- 1 教育能力に著しく優れ、学生や研修医の教育に多大な貢献をすると考えられる。
- 2 研究をより容易に行うことができると考えられる。
- 3 より高度な先進的集学的医療を学ぶことができ、又はそれを必要としていると考えられる。
- 4 1 から 3 までの理由で現在勤務している病院において減員となった場合でも、その後の病院での臨床・教育・研究が長期的視点から山形県内の医療に大きく貢献すると考えられる。
- 5 医師本人が身体的精神的理由のため、勤務継続が困難である。
- 6 その他やむを得ない理由がある。

〔理由：

〕

注：医師の異動に際しては、次に掲げる条件を満たしていること。

- 1 医師本人が希望又は了承していること。
- 2 医局全体の賛同が得られていること。
- 3 診療科長が了承していること。

診療科名

医師（本人）

医局長

診療科長

科

印

印

印

別紙

医師の異動に係る審査基準

I 審査基準

- 1 教育能力に著しく優れ、学生や研修医の教育に多大な貢献をすると考えられるとき。
- 2 研究をより容易に行うことができると考えられるとき。
- 3 より高度な先進的集学的医療を学ぶことができ、又はそれを必要としてい
る と考えられるとき。
- 4 1 から 3 までの理由で現在勤務している病院
において減員となった場合でも、その後の病院での臨床・教育・研究が
長期的視点から山形県内の医療に大 きく貢献すると考えられるとき。
- 5 医師本人が身体的精神的理由のため、勤務継続が困難であるとき。
- 6 その他やむを得ない理由があるとき。

II 異動に関する条件

医師の異動に際しては、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- 1 医師本人が希望又は了承していること。
- 2 医局全体の賛同が得られていること。
- 3 診療科長が了承していること。

山形大学地域医療医師適正配置委員会委員

委員長	嘉山孝正（第1号委員）
委員（病院長）	山下英俊（第2号委員）
委員（健康福祉部）	高橋節（第3号委員）
委員（関連病院会）	新澤陽英（第4号委員）
委員（教室員会）	木村青史（第5号委員）
委員（県民代表）	相馬健一（第6号委員）
〃	會田鋭一郎（第6号委員）
委員（看護学系）	田中幸子（第7号委員）
委員（臨床医学系）	久保田功（第8号委員）
〃	早坂清（第8号委員）
〃	貞弘光章（第8号委員）
〃	倉智博久（第8号委員）
委員（医学系研究科）	深尾彰（第9号委員）
委員（医学部長指名）	鈴木匡子（第10号委員）

医師派遣に第三者評価

山形医学部など審議機関設置へ

県や県民代表加え

山形大医学部と関連病院などで構成し、人材養成と地域医療の向上を目指す山形大蔵王協議会（会長・嘉山孝正医学部長）は二十日、山形市の同学部で役員会を開き、県内医療施設への医師の適正配置を実現するために、第三者の視点を加えた審議機関を設置することを決めた。協議会によると、全国で初めての試みという。

一切の利害関係を排除

組織の名称は「山形大地域医療医師適正配置委員会」。地域医療機関への医師派遣について、外部から「不透明」との指摘を受けることがないよう、一切の利害関係を排して、人材育成と地域医療の向上につながる配置であるかどうかを審議する。

組織の名称は「山形大の担当など十五人程度で構成する。県民代表二人を含めるのが最大の特微で、医学部長と県がそれぞれ一人ずつ推薦する。

従来、医師の配置は、医局と地域の病院が直接交渉するのが慣例だった。同学部は昨年九月、人事の透明性を高めるために学部に委員会を置き、審査基準を設けて医師の異動の是非を検討する仕組みを導入している。審議の結果、医局と病院間で合意していた派遣を見送った事例もあるという。

今回の適正配置委員会の設置は、一連の取り組みを強化した形。嘉山学部長は「医学界の常識が、一般では非常識という場合がある。こうしたことをチェックしてもらっためにも、県民代表の視点が必要だ」と、第三者に

医師配置の公平性や合理性などを評価してもらう。さらに、「大学側が一方的に医師の人事を決めるが、こうした場を設けていると思われがちだ」といって、社会に対する説明ができる」と、利害関係を排した医師特定の人物や組織、地域配置であることを公にする手段として位置付けている。

（平成17年7月21日：山形新聞）

平成20年7月24日

置賜広域病院組合

管理者 川西町長 原 田 俊 二 殿

置賜広域病院組合

医療監 新 澤 陽 英 殿

山形大学地域医療医師
適正配置委員会委員長
山形大学医学部長
嘉 山 孝 正

山形大学地域医療医師適正配置委員会の結果について(通知)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から本院の運営につきましては、特段のご理解とご配慮を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、平成20年6月10日付けの宿直業務に従事する医師派遣にかかる要望書について、本委員会を開催し慎重に審議をした結果、下記のとおりとなりましたのでお知らせします。

なお、宿直業務への医師派遣にあたっては、当該業務終了後、本院での診療業務等に支障がないよう、ご配慮方お願いします。

記

1. 依頼内容

公立置賜長井病院及び公立置賜南陽病院の宿直業務に従事できる医師

2. 審議結果

置賜地域の中核病院である公立置賜総合病院を、本院としては可能な限り応援することとするが、要望のあった宿直業務に対する派遣回数(人数)については、各診療科に相談の上、検討することとする。

担当：山形大学医学部総務課広報企画係
TEL：023-628-5017
FAX：023-628-5019
Mail：isokoho@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

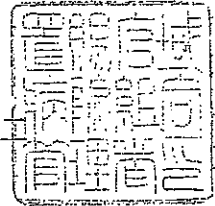
置病組総 第 22 号
平成 20 年 6 月 10 日

山形大学地域医療医師適正配置委員会

委員長 嘉 山 孝 正 先生

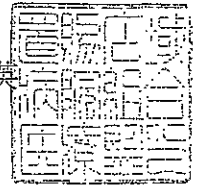
置賜広域病院組合

管理者 川西町長 原 田 俊



置賜広域病院組合

医療監 新 澤 陽 英



宿日直業務に従事する医師派遣についての要望書

初夏の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より当病院組合の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当病院組合のサテライト医療施設の宿日直業務については、これまでもご協力いただいておりますが、下記のような諸事情がございますので、ご理解のうえ貴所属職員の派遣を賜りたく、心よりお願い申し上げます。

記

1 派遣を希望する医師

公立置賜長井病院及び公立置賜南陽病院の宿日直業務に従事できる医師

2 派遣を要望する理由等

置賜広域病院組合の宿日直業務は、救命救急センターを併設する総合病院と公立置賜長井病院及び公立置賜南陽病院において総合病院 3 名（内科系 1、外科系 1、ICU/小児・産婦人 1）サテライト各 1 名の 5 名の体制で実施しておりますが、常勤医だけで 24 時間体制の救命救急センターとサテライト 2 病院の勤務を割り振ることは負担が大きく、救命救急センターの充実を図るためには、サテライト病院の宿直に医師派遣のご協力いただきたく要望するものです。

山形大学

蔵王協議会だより

第10号

関連病院会の声

最上町立最上病院長
酒田市立八幡病院長
尾花沢病院長

佐藤 俊浩
土井 和博
渋谷 磯夫

事業報告

- ▶ 資料1 平成19年度研修病院のマッチング状況
- ▶ 資料2 平成19年度研修医マッチングの結果
- ▶ 資料3 平成20年度卒後臨床研修プログラムの実際
- ▶ 資料4 平成20年度卒後臨床研修プログラム・2年次
- ▶ 資料5 後期研修医の動向



「地域医療」が 単なる「田舎の医療」ではなく 「地域包括ケア」となるために

地域包括ケアの確立に向けて

最上町立最上病院 院長 佐藤 俊 浩

山形県の北東部、宮城・秋田両県と境を接し、名だたる豪雪地帯である当町の最上病院が現在の地に新築移転されたのは1993（平成5）年のことでした。当時の厚生省の策定による「ゴールドプラン」という追い風を受け、「ウェルネス・プラザ」と命名された施設群として、保健・医療・福祉の一体化を図る「地域包括ケア」の構築のための新たな船出となりました。「地域包括ケア」は広島県御調町（現尾道市）や香川県三豊地区（現観音寺市）など西日本を中心に発展してきた概念ですが、当地区は先進地モデルを雪国型にアレンジした、コンパクトな医療システムをその特徴としております。すなわち総計70床の病棟には、地域性を考慮して一般病床50以外に、20の療養病床を設け、診療科も高齢者の身体特性を考慮した臨床科（内科・外科・整形外科・婦人科・眼科）を開設しております。現在の常勤医は内科のみ4名ですが、山形大学第二内科の出身者がうち3名を占めており、得意分野である消化器領域においては可能な限り高次医療にも従事することにより、地域住民の方々の治療が地元で完結できることを目指しております。しかしながらあくまで「コンパクト」な病院でありますため、山形大学病院を始め、県立新庄病院等の高次医療機関には、IT活用による診療援助、急患の搬送および人的派遣の面で日頃より大変お世話になっており、この場をお借りして厚く御礼申し上げる次第です。

さて、1978年のアルマ・アタ宣言によれば「プライマリ・ケア」とは「自助と自決の精神に則り、地域社会または国がその開発の水準に応じて費用のまかなえる範囲内で、人々の十分な参加によって科学的に適正で、かつ社会的に受け入れられる手順と技術に基づいて実施されるヘルスケアである」と定義されています。極めて難解な文言ではありますが、通常「プライマリ・ケア」という用語は「基本的臨床能力」あるいは「初期医療」と誤訳される場合が散見されるのに対し、本邦で最もそれに近い概念はこの「地域包括ケア」であるとする学説が主流

となっております。また、ここでいう「地域」はregionであってruralではないという点にも注目すべきかと思えます。当町におきましても、自助と自決の精神のもと10数年来システムの整備を推進して参りました。すなわち20余年の歴史のある介護老人福祉施設に加え、知的障害者更正施設（1989年）、介護老人保健施設（1997年）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム、2000年）といった施設の建設ラッシュがあり（当然ながら全施設の医療ケアは当院常勤医が担当しています）、更に保健領域では学校保健（学校医）、嘱託産業医、予防接種、健康診断（2006年度実績1325件）などが加わり、結果的に常勤医の業務は多岐に亘っております。多忙な日常の中、実感することはやはり「地域包括ケア」のメリットであり、主な内容を列举致しますと、①各職種間の横の連携が確保しやすい、②利用者にとっても移動に関する利便性と使い慣れた施設に対する安心感がある、③職員の意識改革（例えば病院ならば、新入院患者に対し常にその方の将来像を考えながらケアを提供する姿勢が浸透したこと）等の点かと思われます。小生の当院赴任後10年を経過し、hardの整備はほぼ完成したものと考えておりますが、職員のheartも含めたソフトの充実には決して終点はないということを肝に銘じ今後も貪欲に歩んでいく所存です。

昨今、地方の医師不足の問題が取り沙汰されておりますが、幸い当院におきましては山形大学や山形県の御助力により、恵まれたスタッフによる運営が可能となっております。更に研修協力施設である当院で学ばれる山形大学関連の研修医の先生方は例外なく優秀で、長閑な学生生活を送った小生の時代とは隔世の感があります。研修医の先生におかれましては、当院では経験しうる領域は全て実地体験して戴くことを旨としておりますし、源泉の上に建設された施設ですから院内の浴室は基本的に全て温泉となっており、多忙な研修の疲れを癒してもらえ一里塚になればと願っております。様々な研修内容を通じ、「地域医療」が単なる「田舎の医療」ではなく「地域包括ケア」という素晴らしい概念に立脚しており、こうした精神は都市部の医療連携にも応用しうることを御理解戴ければ誠に幸甚です。今後とも最上町立最上病院に宜しく御指導・御鞭撻賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

後期高齢者の老齢期をいかに生きていくか 私たち医師は県民の立場に立って 考えなければならない

蔵王協議会だより 第10号寄稿文

酒田市立八幡病院 院長 土井 和 博

八幡病院は平成17年11月の1市3町合併を経て酒田市立八幡病院となりました。合併から1年半たちましたが、基本的には八幡地域を中心とする地域包括ケアを継続しております。自治医大卒業医師4名の体制も変わりありませんが、いくつかの変化もありました。

ひとつは行政や議会との関係です。八幡町時代は町長や保健福祉課などから病院への要望や指示がストレートに伝えられ、人事、予算、健康政策なども二人三脚で行ってきました。また、病院運営審議会という患者さんや地域住民との意見交換の場があり、節目節目で病院のあり方を左右してきました。

しかし、酒田市となってからは個別具体的な指示や要望ではなく、大まかな方向性が示されます。その中で、自分の頭で判断していく場面が多くなりました。

市立酒田病院とは本社と支店のような関係になり緊密に連携しています。月1回酒田病院の診療代表者会議に出席しますが、朝7時45分定刻で始まる緊張感の高い会議です。会議の内容は経営収支の報告と、現在進行中の日本海病院、酒田病院の統合に向けての動きが議題の中心です。この会議に出席して驚くのは酒田病院の収益力の高さです。企業として自立できる体力とノウハウを持った病院だと思いました。市立酒田病院との交流の中で、公的病院といえども経営体力をつけなければ責任を果たせないと感じるようになりました。

そのような変化を典型的に感じるのは人間ドックです。八幡町時代は保健福祉課から人間ドック受診者の名簿が届き、病院自体は努力しなくても受診者を確保できました。現在は市内の4つの健診施設のうちから住民が選択する形になりました。いわば競争原理の導入です。当院としては少し辛い変化でしたが、住民からすれば選択肢が増えたのは良いことだと思います。

もうひとつは人事交流です。酒田病院や平田診療所出身の看護師が八幡病院で勤務するようになりました。今まで長い間人事に関しては鎖国状態でしたから、外部からの風はまさに新鮮です。新しい知識と緊張感をもたらしてくれました。

また、月1度ですが酒田病院消化器科医師からも応援をいただくようになりました。消化器科の先生は本院の仕事で超多忙にもかかわらず時間を割いてくださり有難うございます。この場を借りて御礼を申し上げます。

最近の傾向として日本海病院と酒田病院の地域医療室を経由して患者さんが紹介されてくることが多くなり、八幡地域以外の入院患者の割合が10%から25%に増加しました。職員、患者の両面でオープンな病院になってきたということで、これも喜ばしいことです。

さて昨年からは山形大学卒業医師が卒後研修（地域保健医療）で当院を訪れるようになりました。彼らへのアンケートでは、訪問診察、訪問看護などの在宅医療が初めての体験で新鮮だった、有意義だったというご意見を多く頂戴しました。これから専門医としてキャリアを積んでいく彼らにとって地域医療の現場を見ることは無駄ではないと思います。急性期の治療を終えた患者さんたちの中には虚弱さや障害によって生活が困難になる場合もあります。その人たちが社会の支えを得て生活している有様を見るところです。

これからの山形県は全国に先がけて高齢化が進み、とくに後期高齢者が増加していきます。病気や障害を抱え、認知機能の低下してゆく老齢期をいかに生きていくか、そして死んでいくか、私たち医師は県民の立場に立って考えなければならないと思います。

また専門医と在宅医・総合医が連携することによって専門医が専門性を発揮しやくすなり、医療全体の効率を高めることも可能です。

研修医の皆さんに、私どものように在宅医・総合医の存在を知っていただき、医療の全体像を理解していただけるようお手伝いしたいと思います。今後ともよろしくお願い致します。



病で苦しんでいる人たちに あたたかい、こころに寄り添う医療を 提供していきたい

あたたかい医療がしたい

尾花沢病院 院長 渋谷 磯 夫

こんにちは。蔵王協議会からは、地域医療の充実に向け、ご尽力いただき感謝しております。

尾花沢病院は、高齢者やこころの病に苦しむ方々に、少しでも安心や生きる希望の光を持ってもらえるように、職員が一丸となって努力している職場です。ベッド数は155床で、一般の医療型療養病床や精神科病床、認知症専門病床があります。その他に3つのデイケア（通所リハビリテーション、精神科デイケア、重度認知症デイケア）

と訪問看護・訪問介護は、病気があっても住み慣れた家で生活できるよう支援しています。尾花沢市は豪雪地帯であるだけに、病で苦しんでいる人たちに、せめてあたたかい、こころに寄り添う医療を提供していきたいと考えています。山形大学からは、精神科、第二内科、第三内科、眼科、皮膚科の協力をいただいております。豪雪の時も、患者さんのことを第一に考え、行動している職員の姿に励まされ、17年が過ぎようとしています。蔵王協議会の皆様には、これからも、このような地域医療にあたたかい手を差しのべていただきますよう、お願い申し上げます。



各部会事業報告

平成19年度

蔵王協議会臨時總會

平成19年12月21日(金)開催

(1) 山形県の医療の今後について

阿彦健康福祉部次長から、資料1に基づき、県の医療施策の指針となる「第5次山形県保健医療計画」の策定について説明があり、本日開催の県保健医療推進協議会に最終案として提案予定であることが述べられた。

また、本件については、来年1月より県民からの意見を募るパブリックコメントを行い、3月までに同計画を正式決定する旨が述べられた。

次いで、嘉山会長から「医療費と医師数の正確な資料」のタイトルで、医療費と医師数の現状について報告があった。

(2) 診療行為に関連した死亡の死因究明等の在り方に関する試案について

細矢医療安全管理部長から、資料2に基づき、10月に厚生労働省がまとめた「診療行為に関連した死亡

の死因究明等の在り方に関する第2次試案」に対し、委員会構成に「遺族の立場を代表する者」を加えている点について、感情が入るので科学的な判断ができないことと、さらに「調査報告書は刑事手続きで使用されることもあり得る」とした点についても、医療行為を崩壊させるとして問題視する必要があることが述べられた。

次いで、嘉山会長から、本試案について、医療レベルの低下やさらなる医師不足を招く恐れがあるため、医学部及び蔵王協議会会員の全医師が試案に反対するメールを県選出の国会議員に送るよう呼びかけがあり、本協議会において撤回を求めていくことを決定した。

また、嘉山会長から、訴訟リスクの高さが深刻な医師不足の原因の一つとされていることを踏まえ、国民の医療と現場の医師を守るため、医師一人一人が行動を起こすべきである旨が述べられた。

診療行為に関連した死亡の死因究明等の在り方に関する第2次試案について

細矢医療安全管理部長の蔵王協議会での説明要旨

「診療行為に関連した死亡の死因究明等の在り方に関する試案—第二次試案」に対しては、日本医師会が賛成しており、来年早々に法律化されようとしております。理念については大変素晴らしく、反対する方はいないと思われまふ。しかし、この中には私ども医師が見過ぎていけない部分があります。

赤字で印刷されています。

「事例によっては、委員会の調査報告書は、刑事手続きで使用されることもあり得る。」と明記されています。これは、どういうことでしょうか。法律に一旦記載されたことは、何十年と変わりません。「国民年金法」ではたった一条文で膨大な資金が消費されました。「刑事手続きで使用されることもあり得る」とは、刑事手続きで 사용되는ことを意味しています。すなわち、委員会が事実認定に関して裁判所と同じ権限を有することに他なりません。医師は、診療行為に関連した死亡事例が発生した場合、常に被疑者になる可能性が生じます。これが法律化されますと、ある日突然身に覚えのないことで医師が逮捕されるということが、現実になります。

よく考えて頂きたいと思ひます。もし私が当事者になった場合、私は委員会の調査では自分の不利益になることを言わないでしょう。これは、憲法で保障されていることです。当然、原因究明に支障を来し、本来の目的にそぐわないこととなります。でもその前に、日常診療

で危険なことはしなくなるでしょう。当事者にならないようにするのが、最も安全だからです。人の命を救うことより、自分の身を守ることを優先せざるを得なくなります。世界最高の日本の医療が世界最低水準になるのに、そう時間はかからないでしょう。

もう一つの問題点を指摘しておきたいと思ひます。委員会に「遺族の立場を代表する者が入る」とは、どういうことでしょうか。事実認定をする場に、遺族代表が加わるのです。議論に感情が入ることは、避けられません。科学的な正しい判断はできなくなってしまいます。委員会の目的には合致しないものであります。

この第二次試案に対しては、各地で反対の声明が出されており、何とか阻止する必要があります。山形大学医学部では、山形県医師会長の有海先生、酒田地区医師会会長本間先生、市立酒田病院長栗谷先生のご賛同をいただき、本学の医学部長、病院長との連名で、加藤紘一衆議院議員に要望書を提出しております。

私どもの力を結集しないと、この法案が成立してしまいます。病院の先生方、一人一人から、山形県の国会議員全員に出していただくようご協力をお願いいたします。数は力となり、必ずや議員の先生方にお力添えを頂けるものと確信しております。今後の日本の医療のために、是非とも、よろしくお願い申し上げます。

平成19年度

資料1

東北地区大学病院及び山形県内研修病院のマッチング状況

病 院 名	定 員	マッチ者	空き定員	定員充足率
弘前大学医学部附属病院	40	11	29	0.28
岩手医科大学附属病院	35	13	22	0.37
東北大学医学部附属病院	40	21	19	0.53
秋田大学医学部附属病院	43	14	29	0.33
山形大学医学部附属病院	50	25	25	0.50
福島県立医科大学医学部附属病院	44	15	29	0.34
山形大学医学部附属病院	50	25	25	0.50
山形県立中央病院	12	12	0	1.00
山形市立病院済生館	10	9	1	0.90
済生会山形済生病院	8	2	6	0.25
公立置賜総合病院	4	1	3	0.25
米沢市立病院	4	3	1	0.75
山形県立新庄病院	4	3	1	0.75
医療法人徳洲会 新庄徳洲会病院	2	0	2	0.00
鶴岡市立荘内病院	5	4	1	0.80
山形県立日本海病院	5	3	2	0.60
市立酒田病院	2	1	1	0.50
医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院	4	0	4	0.00
山形徳洲会病院	2	0	2	0.00
山 形 県 合 計	112	63	49	0.56

(参考) 18年度マッチング結果

病 院 名	定 員	マッチ者	空き定員	定員充足率
山形大学医学部附属病院	50	29	21	0.58
山形県立中央病院	12	12	0	1.00
山形市立病院済生館	10	9	1	0.90
済生会山形済生病院	8	2	6	0.25
公立置賜総合病院	4	4	0	1.00
米沢市立病院	4	4	0	1.00
山形県立新庄病院	4	3	1	0.75
医療法人徳洲会 新庄徳洲会病院	2	0	2	0.00
鶴岡市立荘内病院	5	1	4	0.20
山形県立日本海病院	5	4	1	0.80
市立酒田病院	2	2	0	1.00
医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院	4	1	3	0.25
山形徳洲会病院	2	0	2	0.00
山 形 県 合 計	112	71	41	0.63

資料2 研修医マッチングの結果（参加病院の所在地による全国分布）

都道府県	平成19年		平成18年		マッチ者数増減 ①-②
	募集定員	マッチ者数①	募集定員	マッチ者数②	
北海道	504	325	537	300	25
青森県	113	62	118	61	1
岩手県	112	59	106	56	3
宮城県	189	121	174	105	16
秋田県	133	62	127	69	△ 7
山形県	112	63	112	71	△ 8
福島県	144	77	139	82	△ 5
茨城県	176	120	168	117	3
栃木県	174	132	169	128	4
群馬県	158	87	155	95	△ 8
埼玉県	306	191	284	204	△ 13
千葉県	400	304	399	283	21
東京都	1,582	1,371	1,538	1,385	△ 14
神奈川県	750	598	734	593	5
新潟県	156	73	176	70	3
富山県	117	50	112	54	△ 4
石川県	139	88	133	82	6
福井県	86	59	83	55	4
山梨県	89	52	87	48	4
長野県	204	107	197	110	△ 3
岐阜県	170	100	182	106	△ 6
静岡県	268	163	257	168	△ 5
愛知県	707	497	673	510	△ 13
三重県	154	82	152	74	8
滋賀県	108	85	107	80	5
京都府	353	288	339	301	△ 13
大阪府	860	644	834	635	9
兵庫県	420	333	401	313	20
奈良県	130	77	136	80	△ 3
和歌山県	109	78	104	76	2
鳥取県	70	30	70	28	2
島根県	95	40	90	51	△ 11
岡山県	227	158	219	157	1
広島県	228	144	227	142	2
山口県	136	63	125	70	△ 7
徳島県	84	55	78	42	13
香川県	100	69	95	61	8
愛媛県	127	71	125	79	△ 8
高知県	86	42	93	49	△ 7
福岡県	604	454	590	512	△ 58
佐賀県	77	55	77	47	8
長崎県	154	71	144	99	△ 28
熊本県	154	104	149	118	△ 14
大分県	110	56	108	67	△ 11
宮崎県	70	46	70	44	2
鹿児島県	143	74	135	72	2
沖縄県	175	150	178	145	5
計	11,563	8,030	11,306	8,094	△ 64

資料3 平成20年度 研修プログラムの実際

1 研修プログラムの種類

① プログラムA (大学病院必修科・希望科6か月+協力病院6か月研修コース)

20名

順 不 同			順 不 同					
1年目 (基本研修科)			2年目 (必修科等)					
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
内 科	外 科	救急 麻酔	小 児	精 神	産 婦	地域医療	希望科 (大学)	希 望 科 (協力病院)
6か月	3か月	3か月	1か月	1か月	1か月	1か月	2か月	6か月

・2年目の前半(6か月)を大学病院で必修科・希望科を研修し、後半(6か月)を協力病院で研修する。
(前半と後半の入れ替えも可)

② プログラムB (大学病院・協力病院自由選択研修コース)

15名

順 不 同				順 不 同					
1年目 (基本研修科)				2年目 (必修科等)					
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
内 科 (大学)	内 科 (大学・協力病院)	外 科	救急麻酔	希望科	小 児	精 神	産 婦	地域医療	希望科
3か月	3か月	3か月	3か月	3か月	1か月	1か月	1か月	1か月	2か月
									3か月

・1年目、2年目の基本研修科・必修科・希望科を大学病院または協力病院で研修する。
(3か月ごとの入れ替え可能)

③ プログラムC (協力病院必修科・希望科1年研修コース)

15名

順 不 同			順 不 同				
1年目 (基本研修科)			2年目 (必修科等)				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
内 科	外 科	救急麻酔	小 児	精 神	産 婦	地域医療	希望科
6か月	3か月	3か月	最低1か月	最低1か月	最低1か月	最低1か月	最高8か月

・2年目の1年間で必修科(各々最低1か月)及び希望科を全て協力病院で研修する。

④ プログラムD (大学病院必修化1年研修コース)

15名

順 不 同			順 不 同			
1年目 (基本研修科)			2年目 (必修科等)			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
内 科	外 科	救急 麻酔	小 児	精 神	産 婦	地域医療
6か月	3か月	3か月	3か月	3か月	3か月	3か月

・将来の専門科が特に決まっていない方のためのプログラムで、2年目で必修科を重点的に大学病院で研修する。

2 プログラム責任者

プログラムA: センター長 倉 智 博 久 プログラムB: 副センター長 佐 藤 慎 哉
プログラムC: 第二内科教授 河 田 純 男 プログラムD: 救急部教授 川 前 金 幸

3 研修協力病院は次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|---------------|----------------|
| (1) 国立病院機構山形病院 | (2) 山形県立河北病院 | (3) 山形県立新庄病院 |
| (4) 公立置賜総合病院 | (5) 鶴岡市立荘内病院 | (6) 市立酒田病院 |
| (7) 寒河江市立病院 | (8) 山形済生病院 | (9) 東北中央病院 |
| (10) 三友堂病院 | (11) 篠田総合病院 | (12) みゆき会病院 |
| (13) 鶴岡協立病院 | (14) 山形県立鶴岡病院 | (15) 秋野病院 |
| (16) 千歳篠田病院 | (17) 二本松会山形病院 | (18) 公立高島病院 |
| (19) 白鷹町立病院 | (20) 小国町立病院 | (21) 山形県立日本海病院 |
| (22) 山形市立病院済生館 | (23) 米沢市立病院 | (24) 山形県立中央病院 |

4 地域保健医療に係る研修協力施設は次のとおりとする。

- | | | |
|------------------|----------------------|------------------|
| (1) 山形県村山保健所 | (2) 介護老人保健施設 サンブラザ米沢 | (3) 老人保健施設 のぞみの園 |
| (4) 山形県結核成人病予防協会 | (5) 山形県赤十字血液センター | (6) 朝日町立病院 |
| (7) 金山町立病院 | (8) 町立真室川病院 | (9) 最上町立最上病院 |

5 研修協力病院・研修協力施設への連絡

研修開始予定日の3か月前までに、センターから当該病院へ連絡するものとする。

資料4 平成20年度 卒後臨床研修プログラム・2年次

区分	番号	氏 名	20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	21年 1月	2月	3月	
プログラムA	1	赤 松 学	第2内科		精神	産婦	小児	結核予防協会	県立河北病院（消化器内科）						
	2	上 間 野 恵	整形外科（形成）		産婦	小児	精神	血液センター 村山保健所	山形済生病院（代謝内分泌内科）						
	3	内 田 ゆ り	産婦	小児	血液センター 村山保健所	精神	小 児		米沢市立病院（小児科）						
	4	海 野 航	精神	産婦	小児	血液センター 村山保健所	第3内科		県立中央病院（代謝・内科）						
	5	勝 見 智 大	第2内科		最上町立病院	小児	精神	産婦	公立置賜総合病院（消化器内科）						
	6	齋 藤 吉 彦	小児	精神	第2内科		産婦	最上町立病院	山形済生病院（消化器内科）						
	7	塩 野 洋 介	産婦	精神	小児	第3内科		血液センター 血液センター	公立置賜総合病院（血液内科）						
	8	富 樫 り か	小児	精神	産婦	朝日町立病院	第2内科		市立荘内病院（消化器内科）						
	9	益 村 尚 子	最上町立病院	産婦	精神	第2内科		小児	市立酒田病院（消化器内科）						
	10	三 浦 裕 介	精神	小児	産婦	結核予防協会	精神		秋野病院（精神科）						
	11	水 本 雅 弘	麻 酔		小児	最上町立病院	産婦	精神	県立日本海病院（外科）						
	12	山 下 淳	第2外科		精神	血液センター 村山保健所	小児	産婦	市立荘内病院（外科）						
	13	大 場 栄 一	県立新庄病院（外科）							朝日町立病院	第2外科	小児	精神	産婦	
	14	黒 田 悠 太	市立病院済生館（泌尿器科）							結核予防協会	泌尿器科	産婦	精神	小児	
	15	倉 上 和 也	県立中央病院（耳鼻科）							最上町立病院	耳鼻科	産婦	小児	精神	
	16	小 松 多未笑	山形済生病院（外科）							精神	小児	朝日町立病院	産婦	第1外科	
	17	貞 廣 良 一	秋野病院（精神科）							血液センター 村山保健所	精神	産婦	小児	精 神	
	18	菅 野 彰	山形済生病院（眼科）							産婦	小児	最上町立病院	精神	眼 科	
	19	高 瀬 薫	県立中央病院（内科（糖尿病））							産婦	最上町立病院	精神	第3内科		小児
	20	高 橋 辰 徳	県立日本海病院（小児科）							小児	小児		精神	最上町立病院	産婦
	21	千 葉 眞 人	市立荘内病院（外科）							精神	産婦	小児	最上町立病院	第2外科	
	22	本 間 慶	山形済生病院（眼科）							小児	結核予防協会	産婦	精神	眼 科	
	23	和根崎 真 大	県立日本海病院（循環器内科）							精神	朝日町立病院	第1内科		産婦	小児
プログラムC	1	上 田 一 気	公立置賜（精神）					公立置賜（小児）	公立置賜（産婦）	公立置賜（精神）	公立置賜（精神）			真室川病院	
	2	大 瀧 陽一郎	精神（秋野病院）	朝日町立病院	県立日本海病院（循環器内科8月、小児産婦）										
	3	尾 形 貴 史	真室川病院	公立置賜病院（消化器・一般外科）					公立置賜（小児）	公立置賜（産婦）	公立置賜（精神）	公立置賜（消化器・一般外科）			
	4	木 邑 麻 莉	山形済生病院	朝日町立病院	精神（秋野病院）	山形済生病院（呼吸器内科8月、小児、産婦）									
	5	後 藤 崇 成	結核予防協会	公立置賜（耳鼻咽喉科）		公立置賜（精神）	公立置賜（小児）	公立置賜（産婦）	公立置賜（耳鼻咽喉科）						
	6	作 田 和 裕	朝日町立病院	公立置賜（精神）	公立置賜（小児）	公立置賜（産婦）	公立置賜（消化器内科）								

凡例：血液センター（山形県赤十字血液センター）・結核予防協会（山形県結核成人病予防協会）

サンプラザ米沢（介護老人保健施設サンプラザ米沢）

※ 地域医療で2箇所を研修する際の区切りは、6月・9月は（1日～15日／16日～30日）、7月・10月は（1日～15日／16日～31日）となります。

※ プログラムAの□、プログラムCの□における身分は研修協力病院の所属となります。（地域保健・医療及び1ヶ月間の研修病院では山形大学の所属となる）

資料5 後期研修医の動向

H19.12.1 現在

診療科名	人数	研修医の動向												備 考
		性別		初期研修			出身大学		出身 県		研修先			
		男	女	山形大学 蔵王校 研修医	県内 研修医	県外 研修医	大学 研修医	他大学	山形県 研修医	その他	大学病院 研修医	大学 研修医	自治 病院	
第 一 内 科	6	2	4	5	1		6		2	4	4		2	
第 二 内 科	5	4	1	3		2	4	1	3	2			5	
第 三 内 科														
精 神 科	3	3		3			3			3	2		1	
小 児 科	7	4	3	6	1		7		2	5	-		7	
第 一 外 科	3	3		3			3		1	2	3			
第 二 外 科	2	2		2			2		1	1	※2			※2名とも助教
脳神経外科	4	4		4			4		3	1	3		1	
整 形 外 科	7	6	1	4	2	1	7		2	5	4		3	
皮 膚 科	1		1	1			1		1		※1			※助教
泌 尿 器 科				-										
眼 科	6	2	4	5	1		6		3	3	5		1	
耳 鼻 咽 喉 科	1	1			1		1			1			1	
放射線診断科	6	3	3	3	2	1	6		3	3	4		2	
放射線治療科														
産 婦 人 科	3	1	2	2		1	1	2	1	2			3	
麻 酔 科	3		3	3			3		3		3			
臨床検査医学				-							-		-	
救 急 医 学	1		1		1		1			1	1			
計	58	35	23	44	9	5	55	3	25	33	32	0	26	

(助教3名含)

山形大学蔵王協議会会則

(名称)

第1条 本会を山形大学蔵王協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の緊密な連携と協力により山形大学並びに関連医療施設の医学・医療の充実と発展を図り、人材養成と地域医療の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 卒後臨床研修体制の整備等に関する事。
- (2) 関連医療施設との連携に関する事。
- (3) 山形大学地域医療医師適正配置委員会との連携に関する事。
- (4) 地域の医師の適切な配置に関する事。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、山形大学医学部教授会、山形大学関連病院会及び山形大学医学部教室委員会の構成員並びに山形県健康福祉部及び山形県医師会の代表より成る。

(事務局)

第5条 本会の事務局を山形大学医学部教室委員会内に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 2人 |
| (3) 顧問 | 2人 |
| (4) 運営委員 | 7人 |
| (5) 監事 | 2人 |
| (6) 事務局代表 | 2人 |
| (7) 会計 | 2人 |

(職務・選任)

第7条 会長は会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。会長及び副会長は、前条第3号から第7号までの役員及び第10条の委員を選任する。

2 原則として、会長は山形大学医学部長が、副会長は山形大学医学部附属病院院長及び山形大学関連病院会会長がその任に就く。

3 顧問は、山形県健康福祉部代表1人、山形県医師会代表1人とする。

4 運営委員は、医学部教授会構成員3名、関連病院会構成員3名とし、教室委員会会長を加える。

5 監事は、医学部教授会構成員1名、関連病院会構成員1名とする。

6 事務局代表は、原則として医学部教授会構成員1名、教室委員会副会長1名とする。

7 会計は、医学部教授会構成員1名、教室委員会書記長とする。

(任期)

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第9条 本会の運営等を円滑に行うため、運営委員会を置く。運営委員会は、第6条の役員と次条の各部会の部長3名によって構成する。

2 運営委員会は、総会議案の協議、部会への事業の委任、調整等をはじめ会の実質的な運営に当たる。急を要する事項については総会に代わって協議処理できるものとする。

(部会)

第10条 本会の目的達成のため次の部会を置く。

- (1) 関連医療施設部会

(2) 研修部会

(3) 企画・広報部会

2 各部会の委員は、会長が副会長と合議の上、指名するものとする。

3 各部会の部長及び副会長は委員の互選によって選出する。

4 各部会の部長、副部長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 委員の構成については別に定める。

(総会)

第11条 総会は原則として年1回会長が招集する。会長はほかに必要がある場合、運営委員会に諮り臨時の総会を招集することができる。

2 総会は、第4条の会員の出席により成立し、本会の目的を達成するための協議機関とする。

3 総会の議題は運営委員会で協議し、総会前に会員に通知する。

4 総会の議長は会長をもって充てる。

(会計)

第12条 本会の運営に必要な経費は、会費及びその他の収入をもってこれに当てる。

2 会費については別に定める。

3 運営委員会は、年度毎の予算決算について総会に報告し承認を受けるものとする。

(会則の変更)

第13条 会則の変更は、運営委員会の議を経た後、総会出席者の過半数の賛成を得て行うものとする。

附 則

この会則は、平成14年8月8日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成15年3月29日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成18年12月5日から施行する。

山形大学蔵王協議会部会規程

(趣旨)

第1条 山形大学蔵王協議会会則第10条第5項の規定に基づき、部会の構成を定める。

2 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を委員に加えることができる。

(関連医療施設部会)

第2条 関連医療施設部会は、山形大学からの医師派遣等について協議し、次の委員をもって構成する。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 医学部教授会構成員 | 3人 |
| (2) 関連病院会構成員 | 3人 |
| (3) 医学部教室委員会構成員 | 1人 |
| (4) 初期研修医 | 2人 |

(研修部会)

第3条 研修部会は、初期2年間の研修体制等について協議し、次の委員をもって構成する。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 医学部教授会構成員 | 3人 |
| (2) 関連病院会構成員 | 4人 |
| (3) 医学部教室委員会構成員 | 1人 |
| (4) 医学部学生 | 5人 |

(企画・広報部会)

第4条 企画・広報部会は、山形大学蔵王協議会が実施する事業の企画、広報等について協議し、次の委員をもって構成する。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 医学部教授会構成員 | 3人 |
| (2) 関連病院会構成員 | 3人 |
| (3) 医学部教室委員会構成員 | 1人 |
| (4) 初期研修医 | 2人 |
| (5) 医学部学生 | 3人 |

附 則

この会則は、平成14年8月8日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成15年3月29日から施行する。

山形大学蔵王協議会会費規程

第1条 山形大学蔵王協議会会則第12条第2項の規定に基づき、各構成員の年会費を次のとおり定める。

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 山形大学医学部教授会 | 100,000円 |
| (2) 関連病院会 | 17,500円に加盟病院数を乗じた額 |
| (3) 山形大学医学部教室委員会 | 200,000円 |

附 則

この会則は、平成14年8月8日から施行する。

山形大学関連病院会会則

(構成・名称)

第1条 本会は、山形大学に関連する医療施設を会員として構成し、山形大学関連病院会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦、研修を図るとともに、山形大学蔵王協議会と密接な連携を取りながら卒後臨床研修及び地域医療の充実に寄与することを目的とする。

2 本会は、山形大学蔵王協議会に加盟するものとする。

(資格)

第3条 本会会員は、前条の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第4条 会員になろうとする者は、所定事項を記入した入会申込書(別紙様式1)を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(事務所)

第5条 本会は、事務所を山形大学蔵王協議会事務局内に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 1又は2人 |
| (3) 評議員 | 若干人 |
| (4) 監事 | 2人 |

2 会長は、総会で会員の中から選出する。

3 副会長及び評議員は、会員の中から会長が委嘱する。

4 監事は、総会で選出する。

5 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

2 定例総会は、年1回会長が招集する。

3 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

(経費)

第8条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付し退会届(別紙様式2)を会長に提出しなければならない。

附 則

この会則は、平成14年8月8日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成19年3月8日から施行する。

山形大学関連病院会加盟病院一覧

	No.	病 院 名	病院長名		No.	病 院 名	病院長名
国 立 県 立 市 立 立 町 立 公 立 内 医 療 機 関	1	国立病院機構山形病院	圓谷 建治	県 内 医 療 機 関	40	二本松会山形病院	横川 弘明
	2	国立病院機構米沢病院	飛田 宗重		41	舟山病院	舟山 尚
	3	山形県立河北病院	片桐 忠		42	みゆき会病院	太田 吉雄
	4	山形県立総合療育訓練センター	井田 英雄		43	山形済生病院	浜崎 允
	5	山形県立新庄病院	中嶋 凱夫		44	山形厚生病院	千葉 昌和
	6	山形県立鶴岡病院	灘岡 壽英		45	矢吹病院	政金 生人
	7	山形県立中央病院	小田 隆晴		46	横山病院	横山 幸生
	8	山形県立日本海病院	新澤 陽英		47	吉岡病院	吉岡 信弥
	9	市立酒田病院	栗谷 義樹		48	若宮病院	鈴木 庸史
	10	寒河江市立病院	布施 明		49	明石医院	伊藤 義彦
	11	鶴岡市立荘内病院	松原 要一		50	大島医院	安達 真人
	12	天童市立天童病院	松本 修		51	小国電興診療所	棟方 隆一
	13	山形市立病院済生館	平川 秀紀		52	木根渕医院	木根渕清志
	14	米沢市立病院	芦川 紘一		53	健生ふれあいクリニック	本間 卓
立 町 立 公 立 内 医 療 機 関	15	酒田市立八幡病院	土井 和博	県 外 医 療 機 関	54	原田香曾我部医院	香曾我部謙志
	16	朝日町立病院	小林 達		55	東海林皮膚科医院	東海林真司
	17	小国町立病院	阿部 吉弘		56	白田医院	白田 一誠
	18	金山町立病院	山科 明夫		57	鈴木内科医院 (楯岡)	鈴木 康洋
	19	白鷹町立病院	高橋一二三		58	長岡医院	長岡 迪生
	20	公立高島病院	八巻 通安		59	鈴木内科医院 (南陽)	鈴木 紘治
	21	西川町立病院	須貝 昌博		60	山形泌尿器科クリニック	安達 雅史
	22	町立真室川病院	室岡久爾夫		61	吉川記念病院	吉川 順
	23	最上町立最上病院	佐藤 俊浩		62	庄内余目病院	野末 睦
	24	公立置賜総合病院	山口 昂一		63	岩手県立千厩病院	伊藤 達朗
	25	秋野病院	木下 修身		64	石巻赤十字病院	飯沼 一字
	26	尾花沢病院	渋谷 磯夫		65	泉整形外科病院	根本 忠信
	27	小原病院	小原 正久		66	仙台社会保険病院	田熊 淑男
	28	小白川至誠堂病院	大江 正敏		67	仙台徳洲会病院	佐藤 昇一
立 町 立 公 立 内 医 療 機 関	29	佐藤病院	沼田由紀夫	県 外 医 療 機 関	68	みやぎ県南中核病院	内藤 広郎
	30	三友堂病院	仁科 盛之		69	会津西病院	小松 紘
	31	三友堂リハビリセンター	川上 千之		70	大町病院	高平 浩
	32	至誠堂総合病院	高橋 敬治		71	太田西の内病院	堀江 孝至
	33	篠田総合病院	篠田 昭男		72	呉羽総合病院	窪田 幸男
	34	新庄明和病院	佐藤 明		73	坪井病院	岩波 洋
	35	千歳篠田病院	吉田 邦夫		74	鳴瀬病院	鳴瀬 寛爾
	36	天童温泉篠田病院	篠田 敏男		75	栢記念病院	太田 守
	37	鶴岡協立病院	猪股 昭夫		76	池田脳神経外科病院	池田俊一郎
	38	東北中央病院	田中 靖久		77	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	今井 嘉門
	39	二本松会上山病院	小山 隆信		78	埼玉協同病院	高石 光雄
					79	木戸病院	濱 齊
					80	立川総合病院	岡部 正明

山形大学蔵王協議会役員一覧

役 職 名	教 授 会	関 連 病 院 会	教 室 員 会
会 長	医学部長 嘉山 孝正		
副 会 長	附属病院長 山下 英俊	公立置賜 山口 昂一	
顧問	(山形県医師会長 有海 躬行)	(山形県健康福祉部長 篠田 稔)	
運営委員	放射線科 細矢 貴亮 第一外科 木村 理 耳鼻咽喉科 青柳 優	県立河北 片桐 忠 県立日本海 新澤 陽英 米沢市立 芦川 紘一	会 長 木村 青史
監 事	整形外科 荻野 利彦	東北中央 田中 靖久	
事務局代表	公衆衛生 深尾 彰	(医学部総務課)	副会長 未 定
会 計	形態構造 内藤 輝		書記長 大泉 弘幸 (医学部総務課)

部 会 名	教 授 会	関 連 病 院 会	教 室 員 会	その他の機関
関連医療施設部会	◎第一内科 久保田 功 小児科 早坂 清 第三内科 加藤 丈夫	○県立中央 小田 隆晴 済生館 平川 秀紀 山形済生 浜崎 允 県立河北 片桐 忠 小国町立 阿部 吉弘 最上町立 佐藤 俊浩 市立八幡 土井 和博	管理運営部長 栗田 啓司	山形県健康福祉部長 篠田 稔 山形県病院事務局 会田 稔夫 (初期研修医) 根本 信仁 三浦 瞳
研 究 部 会	◎産婦人科 倉智 博久 精神科 大谷 浩一	○国立山形 圓谷 建治 県立新庄 中嶋 凱夫 市立荘内 松原 要一 三友堂 仁科 盛之	教育問題部長 五十嵐雅彦	(平成14年入) 遅野井雄介 坂本あゆ香 佐藤 恵
企画・広報部会	◎泌尿器科 富田 善彦 検査部 富永 真琴 救急部 川前 金幸	国立米沢 飛田 宗重 市立酒田 栗谷 義樹 篠田総合 篠田 昭男	広報部長 川勝 忍	(初期研修医) 根本 信仁 三浦 瞳 (平成14年入) 遅野井雄介 坂本あゆ香 佐藤 恵

編集責任者 川前金幸 (救急医学講座)

(注: ◎印は部長、○印は副部長)